

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

(1) 市民、市民活動団体、事業者、行政の取組みの基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者、行政が目標を共有化し、それぞれが所有者、利用者、管理者としての役割を担い、連携し、持続的に取組んでいく必要があります。

みどりのまちづくりに関わる各主体の基本的な取組みは次のとおりです。

○ 市民

自主的な学習、みどりとのふれあいや活動、維持管理への積極的な参加。
土地の所有者は、緑地の保全や緑化。

○ 市民活動団体

みどりの情報提供、普及啓発、維持管理等の先導的な活動の実施、活動の活性化

○ 事業者

みどりの社会的責任活動の実施。社屋の緑化。社内における普及啓発。みどりの技術や情報の提供。

○ 行政

市民活動団体への支援、企業の社会的責任活動との連携、顕彰、情報提供、普及啓発、先導的な取組み、持続可能な体制の構築。

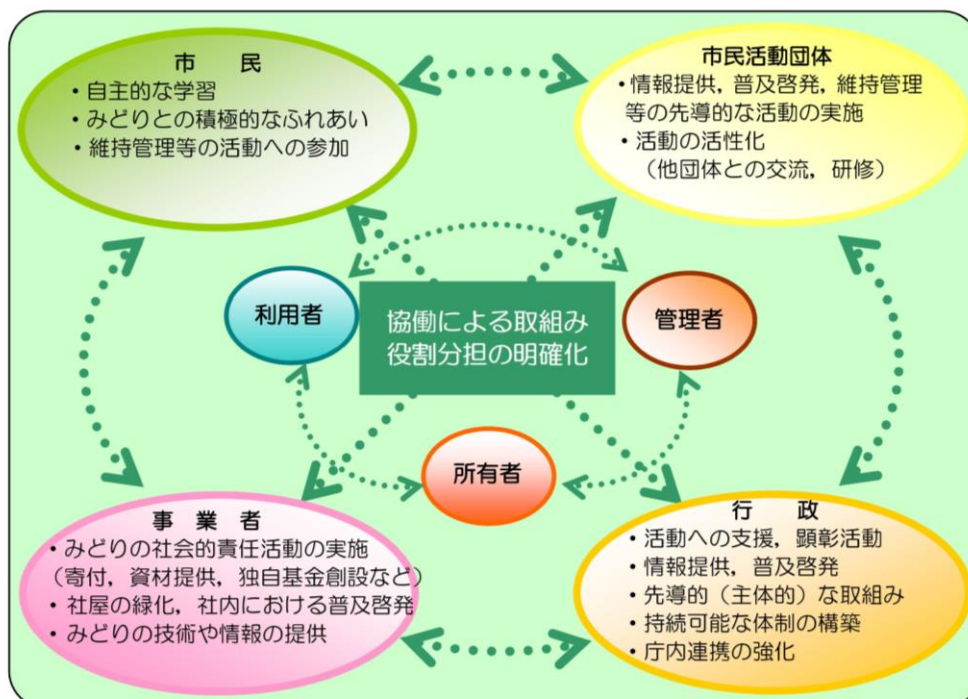


図-34 : 各主体の役割分担の概念図

(2) 第三者機関や市民による評価

本計画に掲げる施策や事業の実施状況や成果指標の達成状況について定期的に点検・評価を行い、杜の都の環境をつくる審議会に報告します。

また、それらの点検・評価結果についてはホームページなどでも公開し、広く市民と共有するとともに、定期的のみどりの市民意識調査を実施することにより、評価を行います。

(3) 庁内連携の強化

本計画の掲げる理念を実現していくためには、百年の杜推進部をはじめ庁内の各局・区が率先して施策・事業に取り組んでいくとともに、庁内各局が連携し、共通の意識をもって施策展開を図っていく必要があります。そのため、新規に施策を実施する際など、適宜連絡調整会議を開催し、効率的で効果的な施策・事業展開を図ります。

(4) 関係機関との連携

国有林や県有林、仙台港の港湾緑地や宮城野原公園などの公園緑地、名取川や広瀬川、七北田川など、国・県が管理するみどりは、本市においても貴重なみどりとなっています。また、国の施設や大学、駅などの公共空間も、みどり豊かな空間を形成する上で欠かせないものとなっています。そのため、奥山、里山、市街地、田園、海岸の各エリアにおいて、これら国・県、公益企業などの関係機関と十分に連携を図りながら、本計画を推進します。

また、(公財) 仙台市公園緑地協会は、都市公園の管理運営やみどりの普及啓発において、重要な役割を担っています。本協会と連携し、市民ニーズに応じたソフト事業などを展開します。

2 進行管理

計画の推進にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルに基づき、適切な進行管理を行います (図-35)。評価は、毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度 (令和7年度) には、成果指標として設定する「計画全体の指標」 (表-10) 及び「5つの基本方針ごとの指標」 (表-11) の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査等を実施し、中間見直しを行います。なお、必要に応じて、本計画の策定に携わった「杜の都の環境をつくる審議会『仙台しみどりの基本計画』改定検討部会」委員をはじめとする同審議会委員にヒアリングを行うものとします。

計画期間は10年間 (令和12年度まで) としていますが、社会情勢の変化などに対応して、施策・事業、目標・指標、重点的な取り組み (百年の杜づくりプロジェクト) などを見直すこととします。

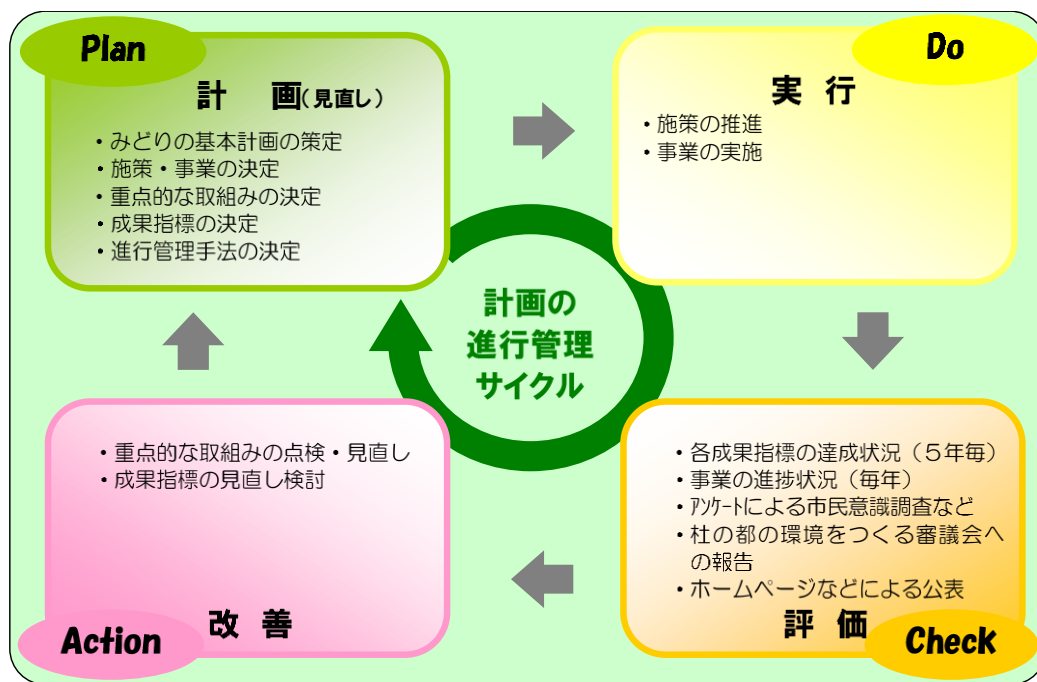


図-35 : 計画の進行管理サイクルの概念図

(1) 計画全体の指標

本計画を推進していく中で、全体の目標となる指標

表－10：計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1※1	市域全域の緑被率 (「仙台市緑の分布調査」からの引用)	78.4%	維持・向上
指標2※1	都市計画区域内の 都市公園等※2の市民一人当たり面積	18.6 m ²	20 m ²
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度 (「施策目標に関する市民意識調査」からの引用)	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度 (「みどりの市民意識調査」からの引用)	34.7%	40%

※1 指標1, 2の設定について

指標1, 2は前計画では「みどりの量に関する目標」として設定されていたものです。自然が持つ多様な機能を活用していくためには、ストックの適正な維持管理によるみどりの質の向上に加えて、緑地の保全や公園空白地の解消、街路樹植栽や民有地緑化によるネットワークの維持・形成などにより、引き続きみどりの量の充足等にも取り組んでいく必要があります。前計画に引き続き、これらの指標を設定することでみどりの量の向上を図ります。

※2 「都市公園等」で対象となるみどり

- ・都市公園
- ・都市公園を除く公共施設で次に掲げる施設

屋外運動場を有する運動施設、墓園、児童遊園、港湾緑地、文化財関係施設、生涯学習関係施設

①指標1について

5年に1度実施する「仙台市緑の分布調査」結果を使用します。

②指標2について

年度ごとにその前年度に公告あるいは供用が開始された都市公園及び対象となる公共施設の数量、人口動態（その年の4月1日時点の住民基本台帳の数値を参照する）を把握し、算出する。

③指標3について

毎年実施する「施策目標に関する市民意識調査」結果（百年の杜づくりを評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）市民の割合）を使用します。

④指標4について

5年に1度実施する「みどりの市民意識調査結果」結果（身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合）を使用します。

(2) 5つの基本方針ごとの指標

各方針において計画期間内に重点化する事業・取組みに対して、達成状況を確認するための指標

表－11：5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1 (みどりと共生するまち)	公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積	—	R12年度までに87,000㎡増
	身近な生きもの(9種)の認識度	ツバメ 75.2% ほか	全ての種で現在より向上
方針2 (みどりで選ばれるまち)	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12年度までの10年間で4か所
	都心部のみどりの質の向上 (仙台都心部緑化重点地区における①緑被率・②平均緑視率)	①14.2% ②31.0%	①14.3%以上 (面積換算で約3ha増) ②33%
方針3 (みどりを誇りするまち)	街路樹の再生(更新路線数)	—	R12年度までの10年間で10路線実施
	仙台ならではのみどりを活用した(名木・古木めぐりなど)イベント開催件数	10回/年度	10回/年度以上
方針4 (みどりとともに人が育つまち)	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合の増加 (みどりの市民意識調査)	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358団体	1,460団体
方針5 (みどりを大切に するまち)	公園施設改修件数	—	R12年度までの10年間で延べ1,200公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12年度までの10年間で延べ2,000人

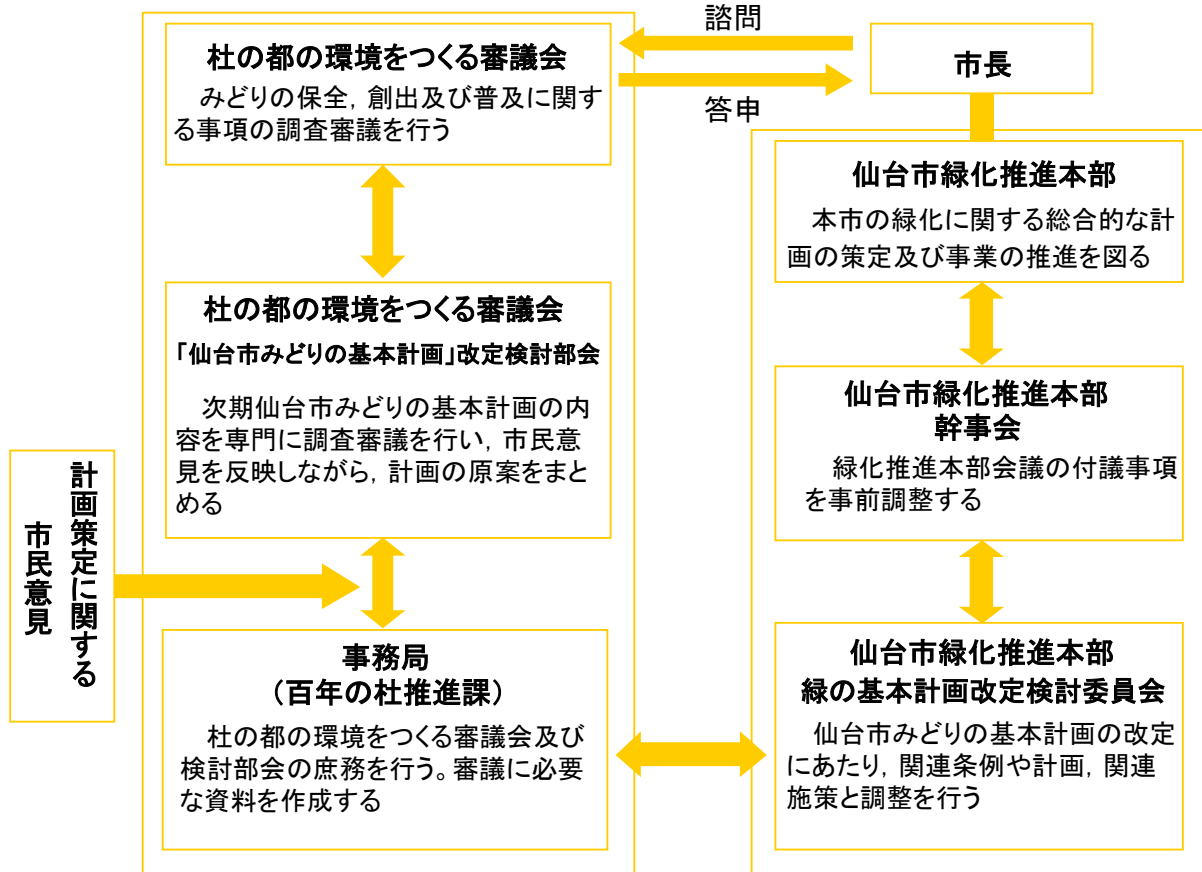
參考資料

1 計画策定に関する市民意見

対象	調査概要	方法と期間	意見等の内容
市民等	[実施機関] 仙台市 [概要] みどりの市民意識調査	[実施方法] 郵送アンケート [実施期間] 令和元年9月5日 ～9月27日 [対象者数] 市民5,000名	・「杜の都」という言葉について ・これから先の仙台市のみどりのまちづくりについて ・グリーンインフラについて など
	[実施機関] 仙台市 [概要] 仙台市居住経験者アンケート	[実施方法] web アンケート [実施期間] 令和2年10月26日 ～10月27日 [対象者数] 市外居住者400名	・「杜の都」を代表するみどり ・仙台市にもっとあった方がいいと思う身近なみどり など
	[実施機関] 仙台市 [概要] 計画中間案のパブリックコメント	[実施方法] 意見募集 [実施期間] 令和3年2月24日 ～3月24日 [件数] 22個人・8団体から88件	・計画中間案に関する意見
事業者	[実施機関] 仙台市 [概要] 企業アンケート	[実施方法] web アンケート [実施期間] 令和2年11月24日 ～11月30日 [対象者数] 企業208社	・仙台市で企業又は進出する際のみどりの魅力について ・企業活動に対する仙台市のみどりの寄与について など

2 計画策定の経過

■ 計画の策定体制



(1) 杜の都の環境をつくる審議会名簿

■第24期（令和元年10月1日～令和3年9月30日）

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究科 教授【環境造園デザイン学】
板橋 恵子	ラジオパーソナリティ【放送文化・防災】
内海 一富	一般社団法人 宮城県造園建設業協会 会長【造園】
遠藤 智栄	地域社会デザイン・ラボ 代表【まちづくり・人材育成・協働／市民参画】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
小嶋 秀是	宮城県樹木医会【樹木診断・造林学】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園（ランドスケーププランニング・デザイン）】
佐藤 靖祥	仙台弁護士会【弁護士】
◎中静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長【植物生態学】
平塚 明	岩手県立大学 名誉教授【植物生態学】
※福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
○舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
米倉 正子	特定非営利活動法人 冒険あそび場一せんだい・みやぎネットワーク 事務局【教育】
渡邊 浩文	東北工業大学 学長【工学・建築学・環境工学】

◎会長，○副会長，※臨時委員 (敬称略・五十音順)

臨時委員の福岡委員は令和2年2月25日～令和3年 月 日まで

(2) 杜の都の環境をつくる審議会専門部会（「仙台市みどりの基本計画」改定検討部会）名簿

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究科 教授【環境造園デザイン学】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園（ランドスケーププランニング・デザイン）】
福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
◎舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
渡邊 浩文	東北工業大学 学長【工学・建築学・環境工学】

◎部会長 (敬称略・五十音順)

福岡委員は令和2年3月3日に就任

(3) 杜の都の環境をつくる審議会及び専門部会開催経過

会 議 名	開 催 日 時	内 容
第 84 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和元年 11 月 25 日	・ 諮問 ・ 「仙台市みどりの基本計画」改定の趣旨 ・ 改定スケジュール, 専門部会の設置
第 1 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 1 月 23 日	・ 現「仙台市みどりの基本計画」の振り返り等
第 2 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 3 月 6 日	・ 次期計画の方向性等 (案) ・ 都心部におけるグリーンインフラに係る施策・取組み (案)
第 85 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 3 月 25 日	・ 改定検討状況の報告
第 3 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 7 月 13 日	・ 次期計画の骨子 (案) ・ 都心部以外におけるグリーンインフラに係る施策・取組み (案)
第 86 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 8 月 24 日	・ 改定検討状況の報告
第 4 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 9 月 7 日	・ 次期計画の骨子 (修正案) ・ 次期計画の重点的な取組み (案)
第 5 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 12 月 18 日	・ 次期計画中間案 (素案)
第 87 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 12 月 21 日	・ 次期計画中間案 (素案) の報告
第 6 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 3 年 1 月 18 日	・ 次期計画中間案 (修正案)
第 88 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 3 年 1 月 28 日	・ 次期計画中間案
第 7 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 3 年 4 月 26 日	・ 答申案の審議
第 89 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 3 年 5 月 日	・ 答申案の決定
市長への答申	令和 3 年 月 日	・ 答申

(4) 仙台市緑化推進本部

■仙台市緑化推進本部名簿（令和3年4月1日）

市長（本部長）	副市長（副本部長）	危機管理局長
総務局長	まちづくり政策局長	財政局長
市民局長	健康福祉局長	子供未来局長
環境局長	経済局長	文化観光局長
都市整備局長	建設局長	青葉区長
宮城野区長	若林区長	太白区長
泉区長	会計室長	消防局長
教育長	水道事業管理者	交通事業管理者
ガス事業管理者	病院事業管理者	

■仙台市緑化推進本部幹事会名簿（令和3年4月1日）

※建設局百年の杜推進部長	危機管理局危機管理課長	総務局庶務課長
まちづくり政策局政策調整課長	財政局財政企画課長	市民局区政課長
健康福祉局総務課長	子供未来局総務課長	環境局総務課長
経済局経済企画課長	文化観光局交流企画課長	都市整備局総務課長
建設局総務課長	青葉区役所総務課長	宮城野区役所総務課長
若林区役所総務課長	太白区役所総務課長	泉区役所総務課長
会計室会計課長	消防局総務課長	教育局総務課長
水道局総務課長	交通局総務課長	ガス局総務課長
市立病院総務課長		

※幹事長

■仙台市緑化推進本部・緑の基本計画改定検討委員会名簿（令和3年4月1日）

建設局百年の杜推進部長	危機管理局防災計画課長	まちづくり政策局政策企画課長
財政局財政課長	市民局市民協働推進課長	健康福祉局健康政策課長
子供未来局総務課長	環境局環境企画課長	環境局環境共生課長
経済局農政企画課長	経済局農林土木課長	文化観光局観光課長
文化観光局スポーツ振興課長	都市整備局都市計画課長	都市整備局都市景観課長

都市整備局交通政策課長	都市整備局 地下鉄沿線まちづくり課長	都市整備局 都心まちづくり課長
都市整備局開発調整課長	建設局道路計画課長	建設局百年の杜推進課長
建設局公園課長	建設局河川課長	建設局下水道計画課長
青葉区公園課長	宮城総合支所公園課長	宮城野区公園課長
若林区公園課長	太白区公園課長	秋保総合支所建設課長
泉区公園課長	教育局教育指導課長	教育局文化財課長

(5) 仙台市緑化推進本部会議及び緑の基本計画改定検討委員会等の開催経過

会 議 名	開 催 日 時	内 容
仙台市緑化推進本部幹事会 (文書開催)	令和元年11月1日	・現行計画の改定作業の着手
仙台市緑化推進本部会議	令和元年11月11日	・現行計画の改定作業の着手
第1回改定検討委員会	令和元年12月9日	・第1回検討部会資料
第2回改定検討委員会 (文書開催)	令和2年2月20日	・第2回検討部会資料
第3回改定検討委員会 (文書開催)	令和2年6月24日	・第3回検討部会資料
第4回改定検討委員会※	令和2年8月18,19日	・第4回検討部会資料
庁内意見照会	令和2年9月18日	・次期計画掲載候補事業の確認
庁内意見照会	令和2年11月18日	・次期計画中間案素案
庁内意見照会	令和2年12月24日	・次期計画中間案修正版
仙台市緑化推進本部幹事会 (文書開催)	令和3年1月29日	・次期計画中間案
仙台市緑化推進本部会議	令和3年2月12日	・次期計画中間案の決定
第5回検討委員会 (文書開催)	令和3年4月 日	・次期計画最終案①
仙台市緑化推進本部幹事会 (文書開催)	令和3年 月 日	・次期計画最終案②
仙台市緑化推進本部会議	令和3年 月 日	・新計画の策定

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から2回に分けて開催した

3 みどりの計画の変遷

これまで本市が策定したみどりに関する基本的な方針や計画の概要は次のとおりです。

(1) 杜の都の環境をつくるための基本方針（昭和48年（1973年））

○計画策定の根拠

杜の都の環境をつくる条例（昭和48年）の基本方針として策定

○基本的な目標

現存する緑を保全し、創出する緑によってその不足を補完し、市民が安全で潤いのある生活を営むことのできる、まことの杜の都の建設

○緑の量

快適な都市環境を形成するためには、30%以上の緑地率が望ましい

○緑の質

都市の緑には、環境保全、景観美化、レクリエーション、学習などの機能、つまり質をもたなければならぬ

○緑の配置

都市の緑は、その質、量が満足されるだけでなく、適正な配置が必要である。現存する緑をもとにし、次のような配置の完成を図る

・「外環の緑」

市の外縁部に位置する環状の緑で、自然林や植林を含む重厚な緑地を形成しており、無秩序な都市のスプロール化を防ぎ、現状を保全するとともに欠失する部分を補完する（岩切市有林から鶴ヶ谷、小松島、台原森林公園を経て三共・丸田沢、国見、権現森、青葉山、蕃山、太白山、坪沼、名取川流域にいたる林地で、東部の水田地帯は、林地が欠けている）

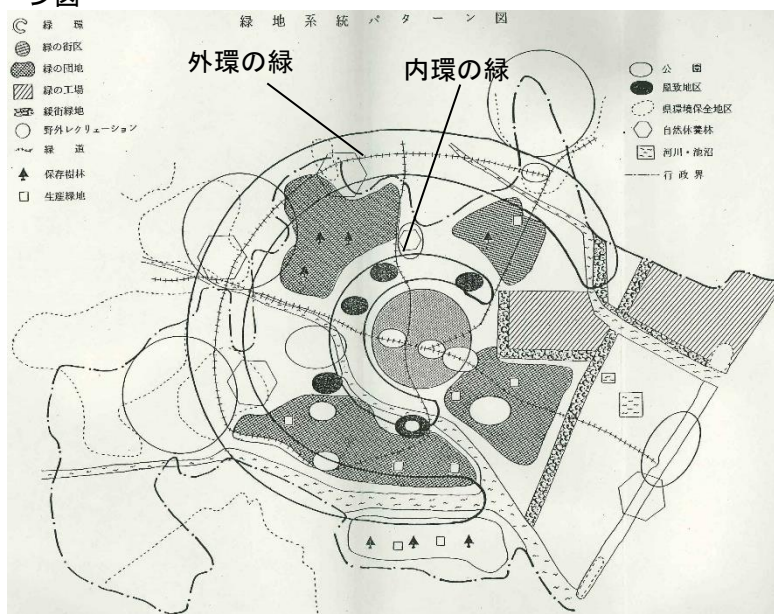
・「内環の緑」

経済、行政の中心地である活動的な既成市街地と閑静さを必要とする新住宅団地帯の間に位置する内側の環状の緑地で、緩衝緑地としての機能を発揮させる（安養寺、与兵衛沼、東照宮、台原、青葉神社から北山・八幡にかけての社寺林、広瀬川と一体となる対岸の亀岡・青葉山植物園・天守台、霊屋から愛宕山、大年寺山に至る緑で、東部においては、林地が欠けている）

・その他

「団地の緑」、「公園・広場の緑」、「街路の緑」、「家庭・施設の緑」で構成

■緑地系統パターン図



(2) 緑のマスタープラン原案（昭和 55 年（1980 年））

○計画策定の根拠

昭和 52 年 4 月 1 日付 建設省都市局長通達「緑のマスタープランの策定の推進について」による

○目標年次

2000 年

○緑地の確保目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量 20 m²/人
市街化区域面積に対する割合 おおむね 8,600ha (65%)

○緑地の配置計画

仙台市の骨格を形成する緑地について、「まち」「杜」「自然」の緑の三つの環状構造に対応する緑地の配置計画を行う

① 「まちの緑」

- ・仙台駅を中心とするほぼ 2km 圏に分布する緑地であり、「内環の緑」ともよばれる。地域特性からみると、広瀬川により形成された広大な台地を取り巻く丘陵地の斜面緑地及び段丘崖により囲まれた地域である
- ・「まちの緑」の骨格を形成する緑は、青葉山、北山、榴岡、国分寺跡、大年寺山等で、いずれも仙台市を象徴する歴史的風土の分布する地域である

② 「杜の緑」

- ・仙台駅を中心とする約 5～6km 圏に分布する緑地である。かつて「杜」が広がっていた地域に残された大規模緑地、都市基幹公園、河川等を主体とする緑地の軸であり、自然環境としての質も高く、ふるさとの山として市民に広く親しまれている
- ・「杜の緑」を形成する緑としては、青葉山、国見・放山、水の森公園・台原森林公園・与兵衛沼公園、霞の目、広瀬川・名取川、三神峯公園、金剛沢がある

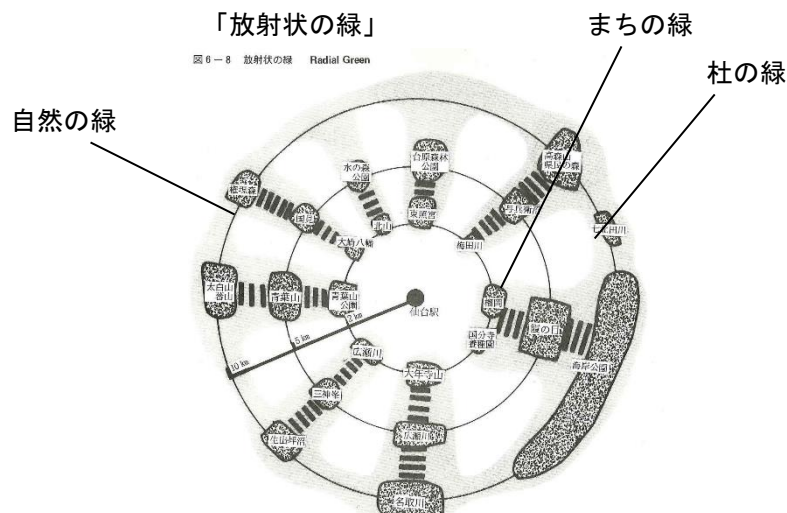
③ 「自然の緑」

- ・仙台駅を中心とする約 10km 圏に分布する緑地である。都市を支える大自然に連なる緑地であり、海・山・川と多様な自然に恵まれている
- ・「自然の緑」を形成する緑としては、太白山・蕃山、国見・権現森、高森山県民の森、海岸公園、七北田川・名取川、宮城の海岸平野の水田地帯、生出・坪沼がある

④ 「放射状の緑」

- ・「まちの緑」「杜の緑」「自然の緑」の三つの環状緑地を放射状につなぐ緑地が「放射状の緑地」である
- ・「放射状の緑地」の構造は、三つの環状緑地に比べて現在の緑地の分布状況からは、明確に把握されるものとはいえない。むしろ今後の公園整備により積極的につくり出していこうとする緑地の軸である

■緑地構造図



(3) 仙台市都市緑化推進計画（昭和 62 年（1987 年））

○計画策定の根拠

昭和 60 年 5 月 30 日付け 建設省事務次官通達 「都市緑化推進計画の策定について」による

○目標年次

2000 年

○基本理念

緑豊かでゆとりと潤いのある新しい杜の都仙台

○総括的目標と基本施策

緑と水のネットワークの形成

基本施策 杜の都の貴重な緑を守り育てる（緑の保全）

杜の都に新たな緑の空間を創り育てる（緑の創出）

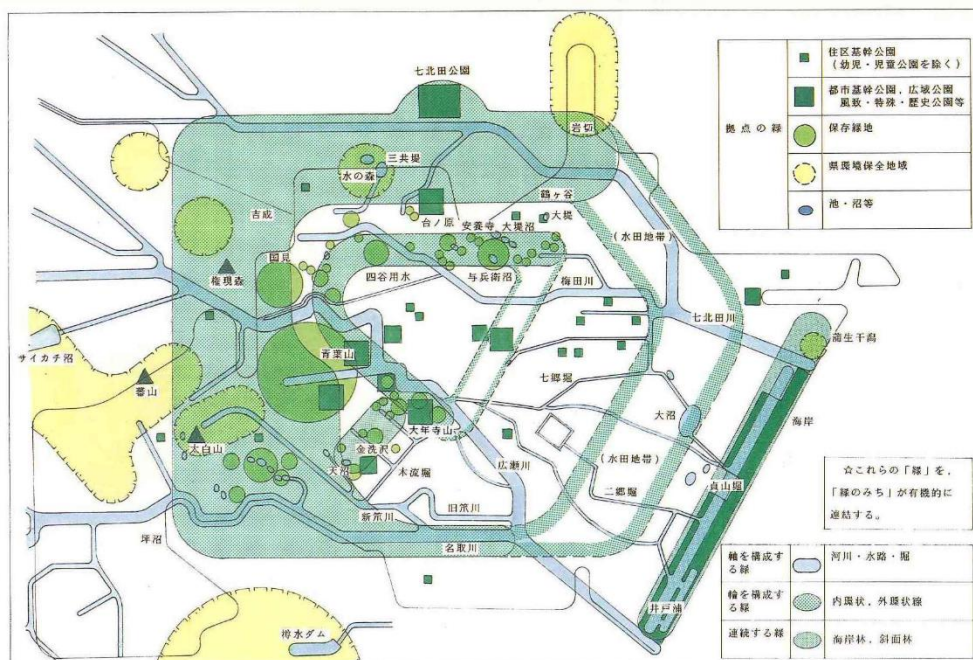
杜の都に緑の文化を広げる（緑の普及）

区 分	内 容
拠点の緑	市内各所に整備されている都市公園等
軸を構成する緑	青葉通り、定禅寺通りなどに代表される道路の緑や、広瀬川、名取川、七北田川、貞山堀などに代表される河川・水路
連続する緑	海岸沿いに帯状に連なる海岸林。 小規模ながら段丘斜面上に連続してみられる緑
環を構成する緑	内環状 中心街地を環状に囲む近景の緑で、安養寺、与平沼、東照宮、台の原、青葉神社から北山、八幡にかけての社寺林、広瀬川と一体となる対岸の亀岡天守台、霊屋、愛宕山から大年寺山に至る。
	外環状 市の外縁部に位置する環状の緑で、自然林や植林を含む内景の緑で、岩切市有林から、鶴ヶ谷、小松島、台の原森林公園を経て、三共・丸田沢、国見、権現森、蕃山、太白山、坪沼、名取川流域に至る。

○緑と水の配置計画

・水と緑のネットワークを構成する緑

■緑と水のネットワーク構想図



(4) 仙台市緑の基本計画（平成5年（1993年））

○計画策定の根拠

昭和62年の二市二町の合併による市域拡大後、市域全域について仙台市独自の計画として策定

○目標年次

2000年

○基本理念

緑豊かでゆとりと潤いのある新しい杜の都仙台

○計画目標

都市計画区域内の直地の確保目標水準 30%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量 20 m²/人

（都市計画決定の面積としての目標水準）

○仙台市の目指すべき緑地構造

①緑の環：2つの環状の緑とその環をつなぐ放射状の環

・「街の緑」

都心部を囲む半径5～6kmに位置する緑

「街の緑」の骨格を構成する緑は青葉山、放山、水の森公園、台原森林公園、榴岡公園、大年寺山公園、三神峯公園等でいずれも仙台を象徴する歴史的風土を構成する公園や緑地である

・「自然の緑」

都心部を中心として約10kmに位置する緑で、4つの副都心の外側を取り巻く緑

「自然の緑」の骨格を構成する緑は、堂庭山、県民の森、加瀬沼、農業園芸センター、海岸公園、高館山、板橋地区の緑地、齊勝沼、畑前地区及び奥武地区の緑地、屏風岳等である

・街と自然をつなぐ緑

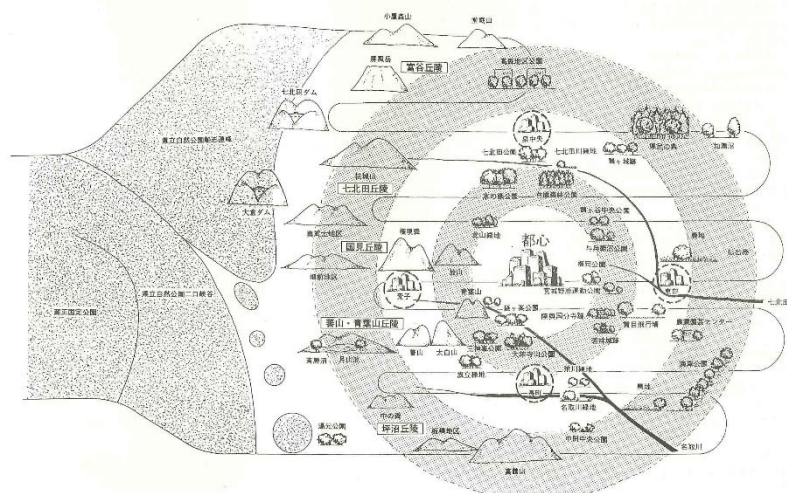
「街の緑」「自然の緑」を放射状につなぐ緑を「街と自然をつなぐ緑」とする。現在「街の緑」と「自然の緑」は、緑の手の指を構成する七北田丘陵（杭城山～七北田川～水の森公園）、国見丘陵（畑前地区～権現森～放山）、青葉山丘陵（齊勝沼～蕃山・太白山～青葉山）、広瀬川、七北田川等によって緑地構造としてはつながれているが、利用上はつながっていない。従って、今後はレクリエーションルートの整備や河川の親水化による市民の自然利用の促進を図る

②緑の手：奥羽山脈とそこから伸びる5つの丘陵の緑

・仙台市の西端には、奥羽山脈が位置し、そこから市街地に向かって富谷、七北田、国見、蕃山・青葉山、坪沼の5つの丘陵が伸びており、丘陵の先端は市街地にまで達している。また、丘陵から海岸部にいたる部分についても河岸段丘上に公園等の緑が点在している

・本計画ではこれらの緑を緑の手（グリーンハンド）と名づけその一体的な保全・形成を図ることとする（掌：奥羽山脈 指：5つの丘陵の緑）

■緑の環と緑の手の概念図



(5) 仙台グリーンプラン2 1 (仙台市緑の基本計画) (平成9年(1997年))

○計画策定の根拠

改正都市緑地保全法(平成6年)による

○目標年次

2010年

○基本理念

「自然と街がとけあう杜の都・仙台」

○計画目標

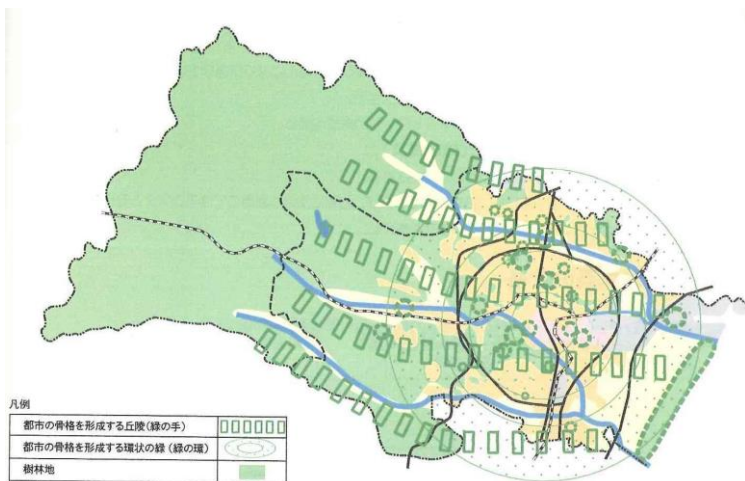
都市計画区域内の直地の確保目標水準 30%

都市公園(開園)面積としての目標水準 20 m²/人

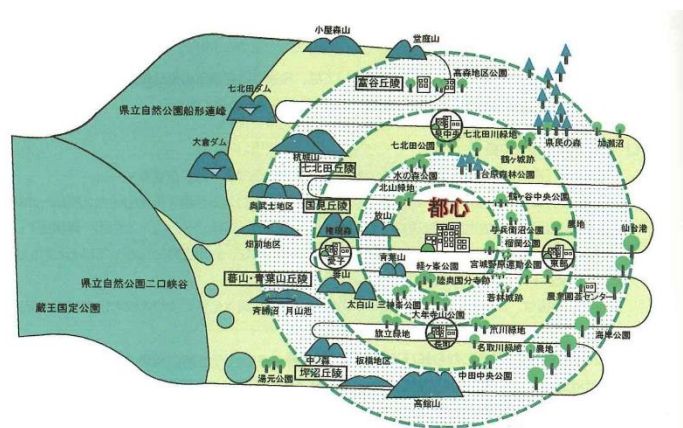
○緑の将来像図及び仙台市の目指すべき緑地構造

目指すべき緑地構造は仙台市緑の基本計画(平成5年策定)をほぼ踏襲

■緑の将来像図



■緑の環と緑の手の概念図



○基本方針

杜の都の緑と水を守り育てる(緑の保全)

杜の都の緑の空間を創り育てる(緑の創出)

杜の都の緑の文化を広げる(緑の普及)

(6) 百年の杜づくり行動計画（平成11年（1999年））

○計画の位置づけ

「仙台グリーンプラン21（平成9年）」のアクションプランとして仙台市独自に策定。

○目標年次

2010年

○基本理念（「仙台グリーンプラン21（平成9年）」を継承）

「自然と街がとけあう杜の都・仙台」

○基本方針（「仙台グリーンプラン21（平成9年）」を継承）

杜の都の緑と水を守り育てる（緑の保全）

杜の都の緑の空間を創り育てる（緑の創出）

杜の都の緑の文化を広げる（緑の普及）

○百年の杜づくり重点取り組み施策

①市街地の「緑の回廊づくり」

②市民による「100万本の森づくり」

③市民トラストの森

④屋敷林・鎮守の杜の保全

⑤学校の森づくり

⑥建築物等の緑化助成

⑦わがまち緑の名所100選

⑧子どもの自然体験学習林

⑨緑の相談所

⑩市民緑の交流バンク

(7) 仙台市みどりの基本計画 2012-2020 (平成 24 年 (2012 年) 7 月)

○計画策定の根拠

杜の都の環境をつくる条例第 10 条による

○目標年次

概ね令和 2 年 (2020 年) 度

○基本理念

みんなで育む「百年の杜」

○計画目標

みどりの機能の維持増進を図ること及び、みどりの適正な配置により、みどりの構造を充実させるという観点から、「質の目標」と「量の目標」を設定

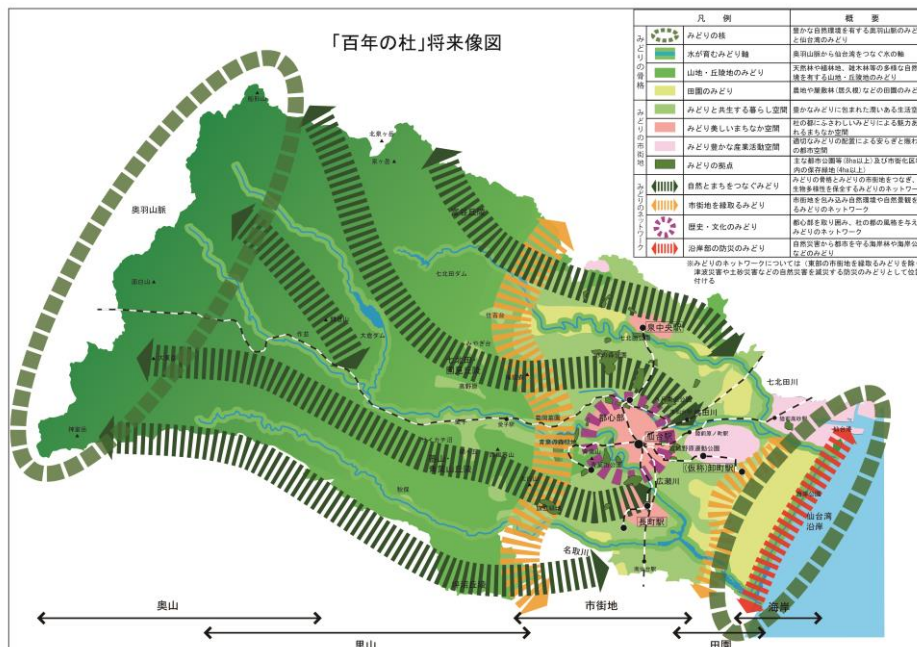
■質の目標*

- ・ **安全安心** : 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます
- ・ **自然環境** : 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます
- ・ **生活環境** : 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます
- ・ **仙台らしさ** : 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます
- ・ **市民協働** : 市民が仙台のみどりを地域の誇りを感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます。

■量の目標

- ・ **市域全域** : みどりの総量 (緑被率) の維持・向上 (基準値: 78.8% (平成 22 年度))
- ・ **都市計画区域** : 都市公園等の一人当たり面積 20 m^2 (基準値: 15.8 m^2 (平成 22 年度))
都市公園の一人当たり面積 17 m^2 (基準値: 12.8 m^2 (平成 22 年度))
- ・ **市街化区域** : 市街地のみどりの総量 (緑被率) の維持・向上 (基準値: 29.8% (平成 22 年度))
: 担保性のある緑地の面積 **250ha 増加**

○みどりの将来像 (「百年の杜」将来像図)



○基本方針

- 方針Ⅰ: 安全・安心のまちづくり
- 方針Ⅱ: 自然環境の保全・再生
- 方針Ⅲ: 生活環境の向上
- 方針Ⅳ: 仙台らしさを育む
- 方針Ⅴ: 市民協働の推進

(8) 百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2012-2015 (平成 25 年 (2013 年) 3 月)

//

2016-2020 (平成 28 年 (2016 年) 3 月)

○計画の位置づけ等

「仙台みどりの基本計画 (平成 24 年 (2012 年), 以下, 基本計画とする)」の実効性を高め, 計画的な推進を図るために作成 (前期計画とする)。基本計画の 5 つの基本方針をもとに 7 つのプロジェクトから構成される。平成 27 年 (2015 年) 度には, 基本計画の中間見直しに合わせて, 「百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2016-2020」を作成 (後期計画とする)。

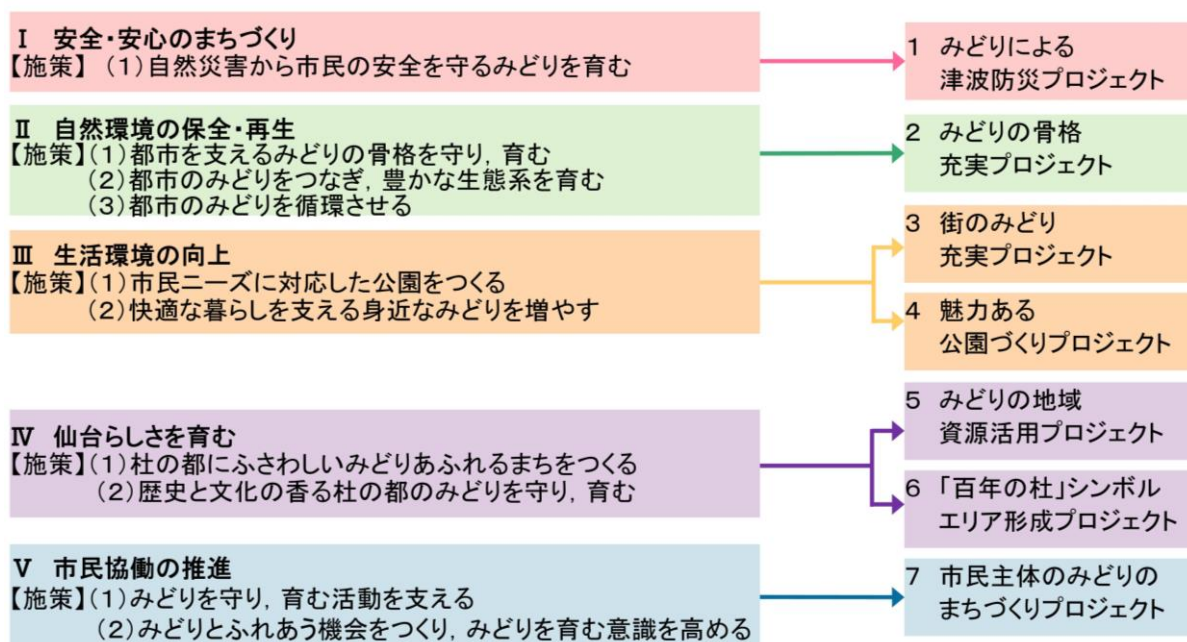
○目標年次

- ・前期計画: 平成 27 年 (2015 年) 度
- ・後期計画: 令和 2 年 (2020 年) 度

○5 つの基本方針と 7 つの百年の杜づくりプロジェクトの関係 (前期・後期共通)

【基本方針と具体的な施策】

【百年の杜づくりプロジェクト】



4 みどりのデータ集

(1) 流域評価

本市は奥羽山脈から海岸まで広がっており、市街地を取り囲むように西部は森林地域、東部は田園地域となっています。また、本市の地勢学的な成り立ちは名取川、七北田川、広瀬川など河川地形を主とした構造であり、流域とみどりの配置の関係をみることも重要と考えられます。

前計画では流域分析に基づくみどりの質と量に関する総合的な評価を行っており、それらを参考に本計画の検討を進めることとします。

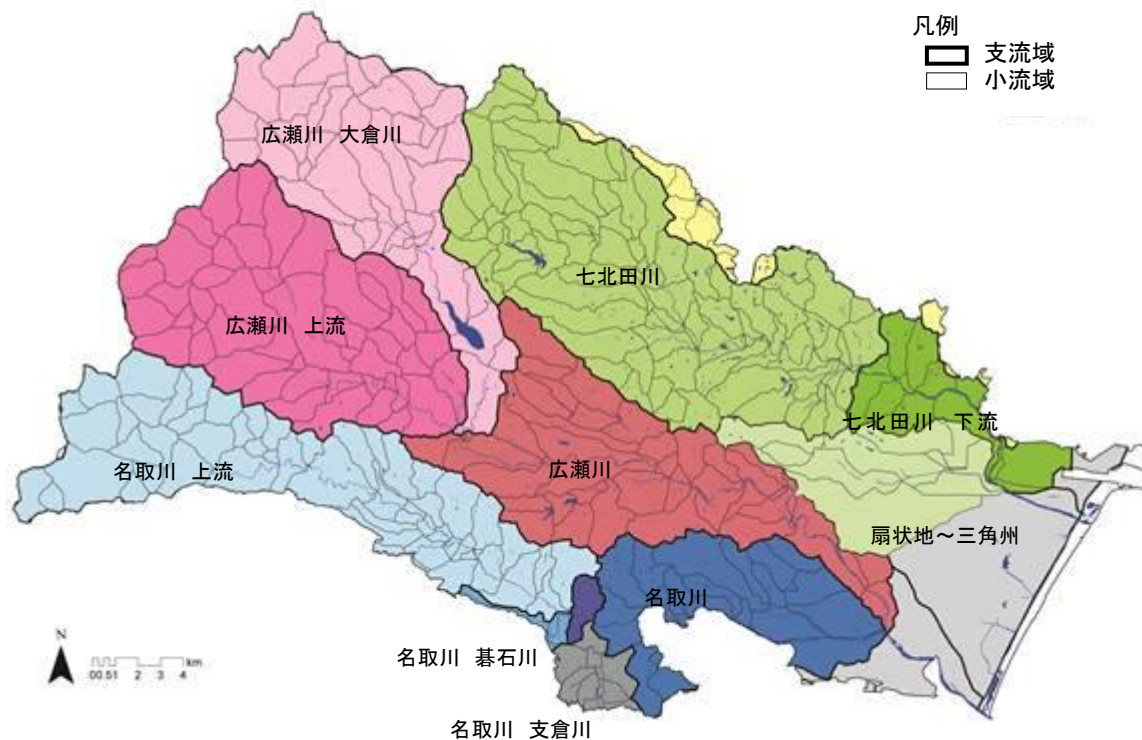
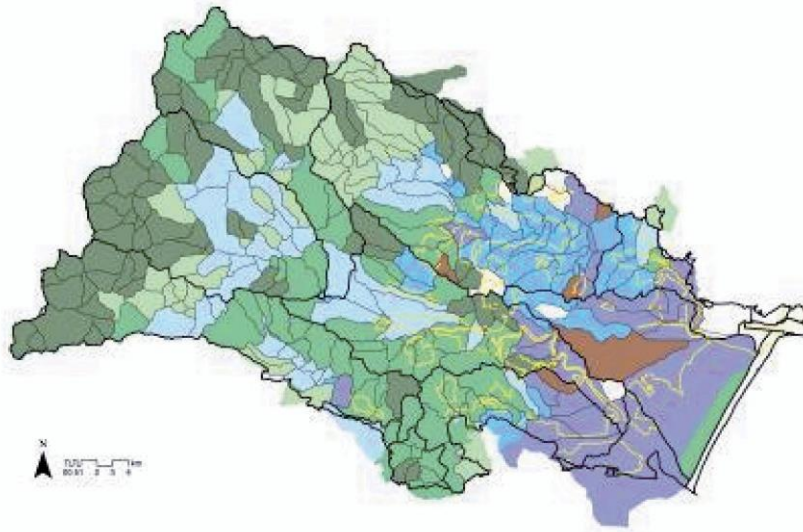
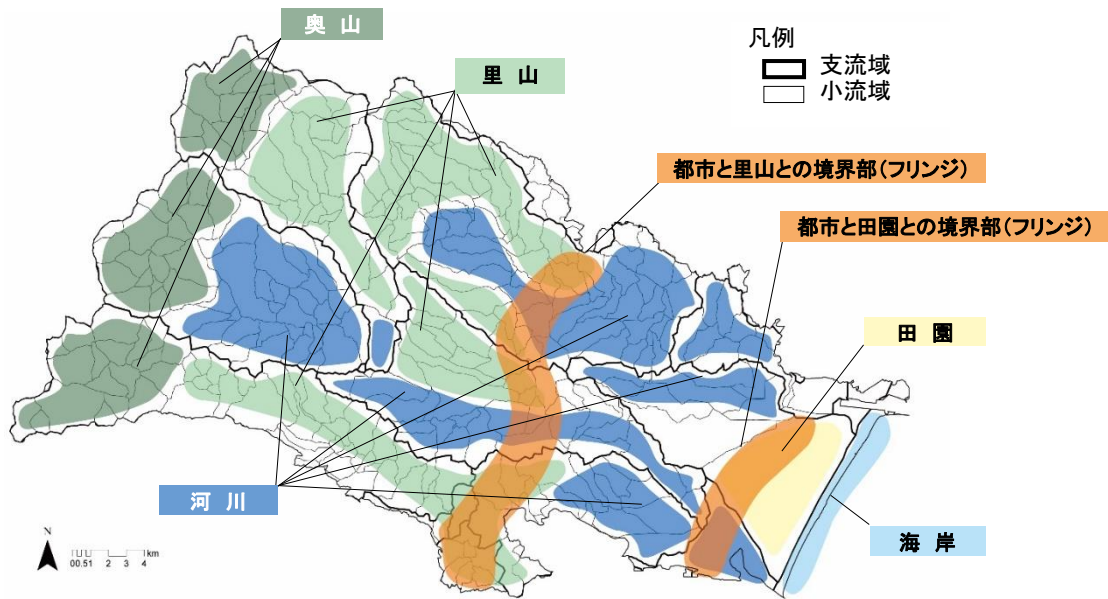


図-36 : 流域区分図



類型	評価	特性
I	<p>光合成活性度</p> <p>生物の生息・生育環境 水環境</p>	<p><源流タイプ A></p> <p>名取川, 広瀬川, 七北田川の最上流部に広がるブナ林などの自然性の高い森林が分布する, 原始的な環境で構成される小流域。</p>
II	<p>光合成活性度</p> <p>生物の生息・生育環境 水環境</p>	<p><源流タイプ B></p> <p>河川上流部の小流域の中で, 二次林や植林地の割合が高い小流域。人との関わりが深く, 適正に維持管理されている。</p>
III	<p>光合成活性度</p> <p>生物の生息・生育環境 水環境</p>	<p><上流タイプ A></p> <p>河川支流の上流部の中山間地域, 丘陵部にみられる小流域タイプで, コナラ林などの雑木林, 湧水やため池, 農地と人との関わりにより多様な里山の自然環境がある。</p>
IV	<p>光合成活性度</p> <p>生物の生息・生育環境 水環境</p>	<p><上流タイプ B></p> <p>河川の上流域の河川本流に沿った森林地帯の小流域であり, スギ林などの人工林が占める割合が高い。</p>
V	<p>光合成活性度</p> <p>生物の生息・生育環境 水環境</p>	<p><中下流タイプ A></p> <p>市街地内で, 河川以外にはまとまった緑はみられない, 自然的な環境が少ない小流域。</p>
VI	<p>光合成活性度</p> <p>生物の生息・生育環境 水環境</p>	<p><中下流タイプ B></p> <p>主だった水環境は含まないが, 市街地内の比較的まとまった樹林地が分布する小流域。</p>
VII	<p>光合成活性度</p> <p>生物の生息・生育環境 水環境</p>	<p><下流タイプ></p> <p>川幅の広い河川中・下流域で, 河畔林や草本植物群落, 田園地帯によって構成される小流域。</p>

図-37: 流域評価結果 総合評価



区分	評価結果及び保全に関する課題
奥山	奥羽脊梁山脈の自然豊かなみどりを有し、生物多様性に富んだ原生林や河川の源流域、また水源涵養力の高い森林地帯で、源流タイプ A が主に分布。本市のみどりの核となる地域であり、現在の自然環境を将来にわたって保全する必要がある。
里山	名取川、広瀬川、七北田川に挟まれた丘陵地帯であり、稜線に沿って希少な動植物の生息・生育地域が東西に広がる地域。源流タイプ B 及び上流タイプ A が主に分布。本市の水環境や生物多様性を支える貴重なみどりであり、また奥山から都市部までをつなぐ生態系ネットワークとして保全を図るとともに、樹林地の管理による質の向上を図る必要がある。
都市と里山・田園とのフリンジ	市街地と里山及び田園との境界部(フリンジ)。西部には市街地との隣接地域まで自然性の高い森林を有し、東部は広大な田園地域があり、市街地との明確な境界となっており、都市にとっては良好な自然環境の恩恵を受けることができる貴重な地域。開発のおそれがあるみどりであるため法律や条例などによる保全対策が重要となる。
田園	海岸部の自然豊かなみどりと市街地の間に位置し、水田を中心とした地域。主に河川下流タイプが分布。震災前の自然環境を取り戻し、水田の持つ公益的機能である貯水力や生物多様性の保全などの機能を再生し、その自然環境の保全を図る必要がある。
河川	奥山から市街地、田園、海岸までを貫流する河川と河川沿いの緑地を有する地域。主に河川上流タイプ B、中下流タイプ B、下流タイプが分布。市域の水循環の軸線となるとともに、河畔林を含め市域を東西につなぐみどりの回廊として保全を図る必要がある。
海岸	保安機能を有する海岸マツ林、貞山運河、貴重な生物の生息・生育地となる蒲生干潟・井土浦などの干潟があり、多様なみどりを有する地域。奥山と同様に本市のみどりの核となる地域であり、東日本大震災前の自然環境を取り戻す必要がある。

図-38：流域分析の総合評価及びエリア区分

(2) 植生 (令和2年度「仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」一部改変して引用)

仙台市は東側が太平洋に面し、西に向かって、沖積平野・台地、丘陵地、山地が分布し、西端部は奥羽山脈となっている。また、奥羽山脈を源として名取川、広瀬川、七北田川が市域を西から東に流下して太平洋へ注いでいる。このような地形的な特徴に加え、温暖な沿岸部や、寒冷・多雪な山地・亜高山等の気候的な違いを反映して、仙台市にはヤブツバキクラス域・ブナクラス域・コケモモトウヒクラス域の自然植生や代償植生、あるいは海岸・河川等の多様な植生が分布している。

平成23年3月11日の東日本大震災（以降「震災」とする。）以前は、市域東端の海岸部には、「砂丘植生」、「クロマツ植林」等が分布し、蒲生、井土浦には「塩沼地植生」がみられた。しかし、震災時の津波の襲来等により、これらの植生群落は壊滅的な被害を受けた。震災以前には海岸林として沿岸部の北から南まで約10kmにわたり存在していた「クロマツ植林」については、津波により荒浜地区と藤塚地区のごく一部を除いたほぼ全てが消失し、平成27年度は「造成地」等に変化していた。しかし、その後植林が行われていることから、未だ幼樹ではあるものの、沿岸部には広く「クロマツ植林」を適用した。

沖積平野・台地には、「水田雑草群落」、「市街地」等が広く分布しているが「アカマツ群落 (V)」、「クリーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の二次林、植林も散在しており、市民にとって、これらは市街地の中の憩いの緑地となっている。また、河川敷には「ヤナギ高木群落 (IV)」、「ヤナギ低木群落 (IV)」、「ヨシクラス」等が、溜池等には「ヒルムシロクラス」が分布している。

丘陵地には、「アカマツ群落 (V)」、「クリーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の二次林、植林が広く分布するが、青葉山、佐保山や西風蕃山等には「モミーイヌブナ群集」等の自然林がみられる。

山地には、「クリーコナラ群集」、「クリーミズナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の二次林、植林が広く分布するほか、奥羽山脈には自然林の「チシマザサーブナ群団」が広く分布する。そのほか、尾根部に「クロベークタゴヨウ群落」、沢沿いに「ジュウモンジシダーサワグルミ群集」、崩壊地・雪崩斜面に「ヒメヤシャブシータニウツギ群落」が分布し、県境付近の高標高地には「ハイマツ群落」、「ミヤマハンノキ群落」等のコケモモトウヒクラス域の植生がみられる。

沿岸部の平地や山間部の耕作放棄地、ゴルフ場などにおいては、新たな太陽光発電施設（「市街地」の凡例を適用）の設置が見られ、今後の設置が想定される「造成地」も確認できる。

このような仙台市の植生について、各植生の特性に着目し、表-12及び表-13に示す区分により整理した結果を表-14に示す。

自然性の高い植生としては、市域西部に広範囲に分布する「チシマザサーブナ群団」等の自然植生が挙げられる。また、自然植生のうち、希少性の高い植生としては、分布面積が少ない「ハイマツ群落」、「モミーイヌブナ群集」等が、特殊な立地に成立し脆弱性の高い植生としては、急峻な尾根に成立する「クロベークタゴヨウ群落」、湿地に成立する「ハ

ンノキ群落 (IV)」等が挙げられる。また、新緑の美しい植生としては、「チシマザサーブナ群団」, 「クリーコナラ群集」等の山地に分布する落葉広葉樹林が、紅葉の美しい植生としては、これらの落葉広葉樹林に加えて高標高地に分布する「ミヤマハンノキ群落」, 「ミヤマナラ群落」等が、人里的風景を構成する植生としては、二次林の「クリーコナラ群集」, 草地の「ススキ群団」, 植林の「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等が挙げられる。

表－12：特性区分と判断理由

特性区分		判断理由
希少性の高い植生		仙台市において分布面積が少ない植生。または、人為的に他の植生に置き換えられるなど、現在では少ない面積しか認められない植生。
脆弱性の高い植生		立地環境の特殊性が高く、人為による影響が顕著に表れやすいと考えられる植生。急峻な尾根や湿地等、特殊な立地に成立する植生が該当する。
自然性の高い植生		環境省の植生自然度 9, 10(自然植生)に該当する植生。
景観的要素	新緑の美しい植生	春季において、芽吹き、開葉の風景が美しいと感じられる植生。
	紅葉の美しい植生	秋季において、夏緑広葉樹、夏緑針葉樹の紅葉・黄葉が美しいと感じられる植生。
	人里的風景を構成する植生	薪炭林や産業等に用いられ、古くから生活と結びついた里山的風景をかもし出す植生。

出典：平成 15 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書（仙台市，2004）

表－13：植生自然度*と区分基準

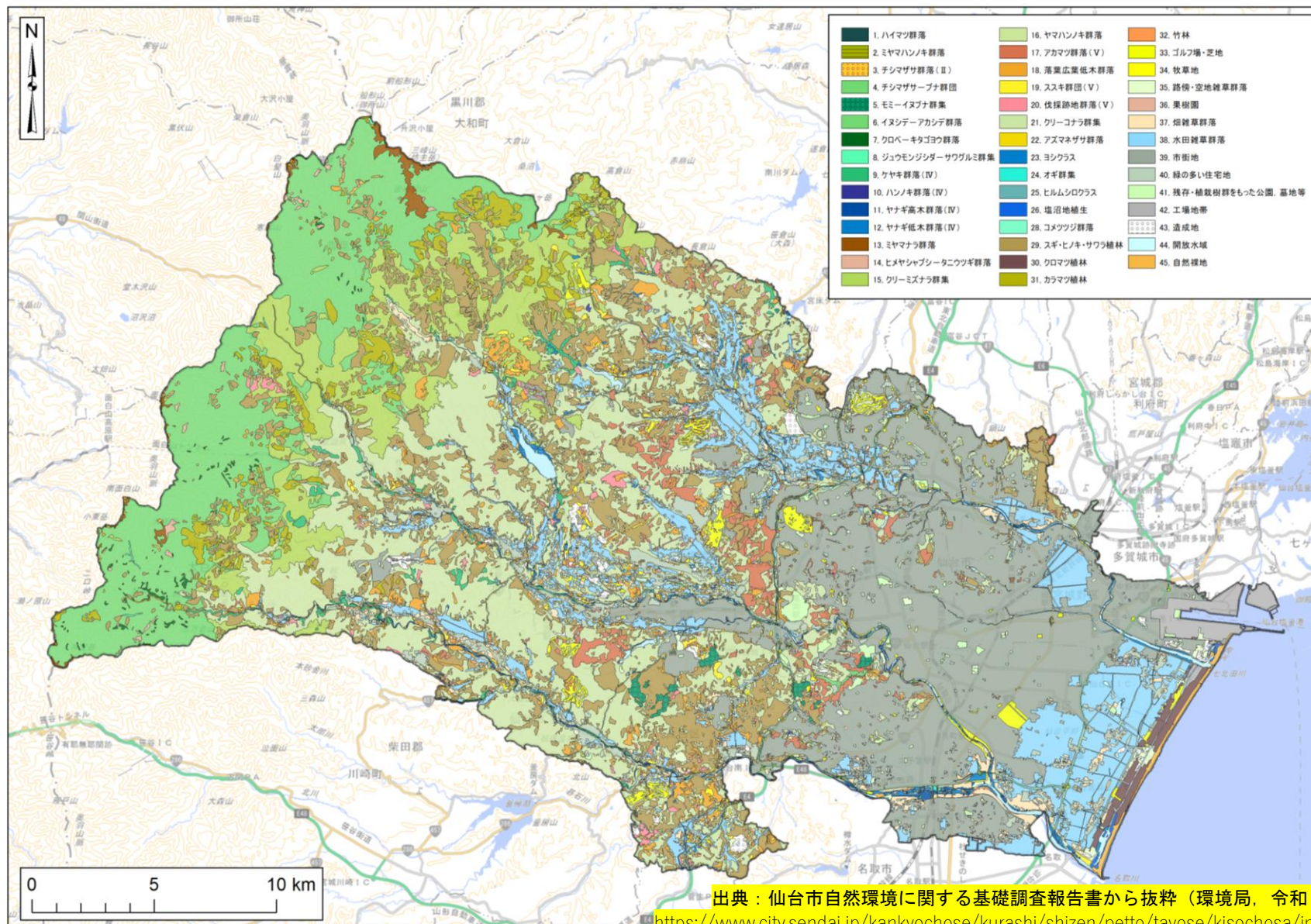
植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：環境省ホームページ（閲覧日：2020年5月20日）http://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html
 ※植生自然度：環境省が提示する群落の自然性がどの程度残されているかを示す指標の一つ。

表-14: 令和2年度仙台市植生図凡例

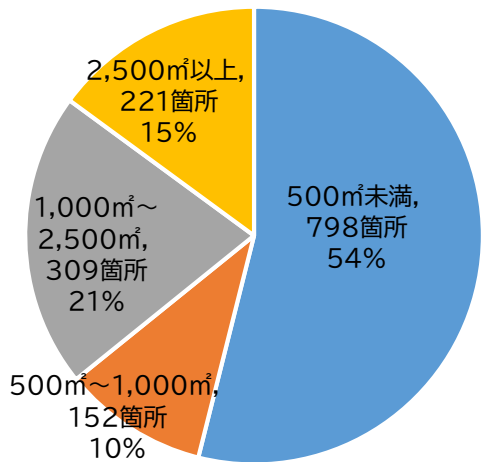
植生区分	凡例番号	凡例名	景観的要素					植生自然度	
			希少性の高い植生	脆弱性の高い植生	自然性の高い植生	新緑の美しい植生	紅葉の美しい植生		人里的風景を構成する植生
高山帯自然植生域	1	ハイマツ群落	●	●	●				10
コケモートウヒクラス域自然植生	2	ミヤマハンノキ群落	●	●	●		●		9
	3	チシマザサ群落(Ⅱ)			●				9
	4	チシマザササブナ群団			●	●	●		9
ブナクラス域自然植生	5	モミイヌブナ群集			●	●	●		9
	6	イヌシデアアカシデ群落			●	●	●		9
	7	クロベキタゴヨウ群落		●	●				9
	8	ジュウモンジシダーサワグルミ群集		●	●	●			9
	9	クヤキ群落(Ⅳ)		●	●	●	●		9
	10	ハンノキ群落(Ⅳ)		●	●	●			9
	11	ヤナギ高木群落(Ⅳ)			●	●			9
	12	ヤナギ低木群落(Ⅳ)			●	●			9
	13	ミヤマナラ群落		●	●		●		9
	14	ヒメヤシヤブシータニウツギ群落		●	●				9
ブナクラス域代償植生	15	クリーミズナラ群集				●	●	●	7
	16	ヤマハンノキ群落				●			7
	17	アカマツ群落(Ⅴ)						●	7
	18	落葉広葉低木群落						●	7
	19	ススキ群団(Ⅴ)						●	5
	20	伐採跡地群落(Ⅴ)							4
ヤブツバキクラス域代償植生	21	クリーコナラ群集				●	●	●	7
	22	アズマネザサ群落							5
河川・湿原・塩沼地・砂丘植生等	23	ヨシクラス			●				10
	24	オギ群集			●				10
	25	ヒルムシロクラス		●	●			●	10
	26	塩沼地植生		●	●				10
	28	コメツツジ群落		●	●				9
	29	スギ・ヒノキ・サワラ植林						●	6
植林地・耕作地植生	30	クロマツ植林						●	6
	31	カラマツ植林				●	●		6
	32	竹林				●		●	7
	33	ゴルフ場・芝地							2
	34	牧草地							2
	35	路傍・空地雑草群落							4
	36	果樹園						●	3
	37	畑雑草群落						●	2
	38	水田雑草群落						●	2
	市街地等	39	市街地						
40		緑の多い住宅地						●	2
41		残存・植栽樹群をもった公園, 墓地等							2
42		工場地帯							1
43		造成地							1
44		開放水域							-
45		自然裸地							-

※凡例番号 27 (凡例名: 砂丘植生) は、本調査で確認されなかったため欠番とした。



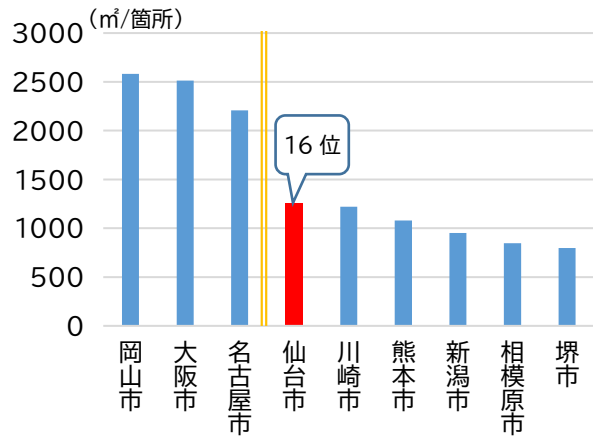
(3) 都市公園に関するデータ

・ 街区公園面積別の箇所割合数



(令和2年4月1日時点)

・ 1人当たりの街区公園面積の政令市比較



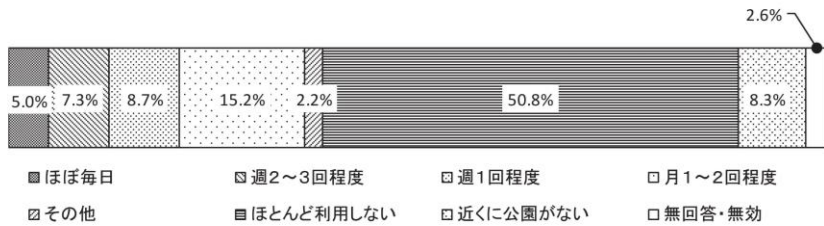
(平成31年3月31日時点)

・ 令和元年度 みどりの市民意識調査

<住まいの近くの公園の利用頻度>

問 22 あなたはお住まいの近くにある公園をどれくらい利用しますか。

※「お住まいの近くにある公園」とは、目安として、歩いて10分以内の場所にある公園のことです。
(あてはまる番号1つに○)

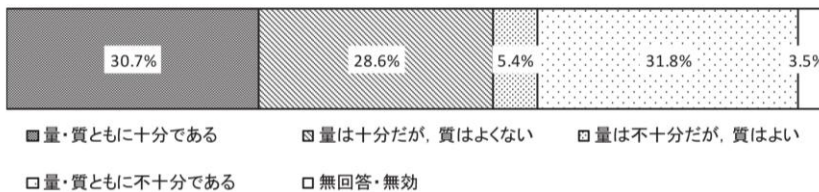


N=1916

<住まいの近くの公園の満足度>

問 24 現在のあなたのお住まいの近くにある公園の量や質について、どのような印象を持っていますか。

※公園の「量」とは広さや数のことで、「質」とは施設の整備や管理の状況のことです。
(あてはまる番号1つに○)

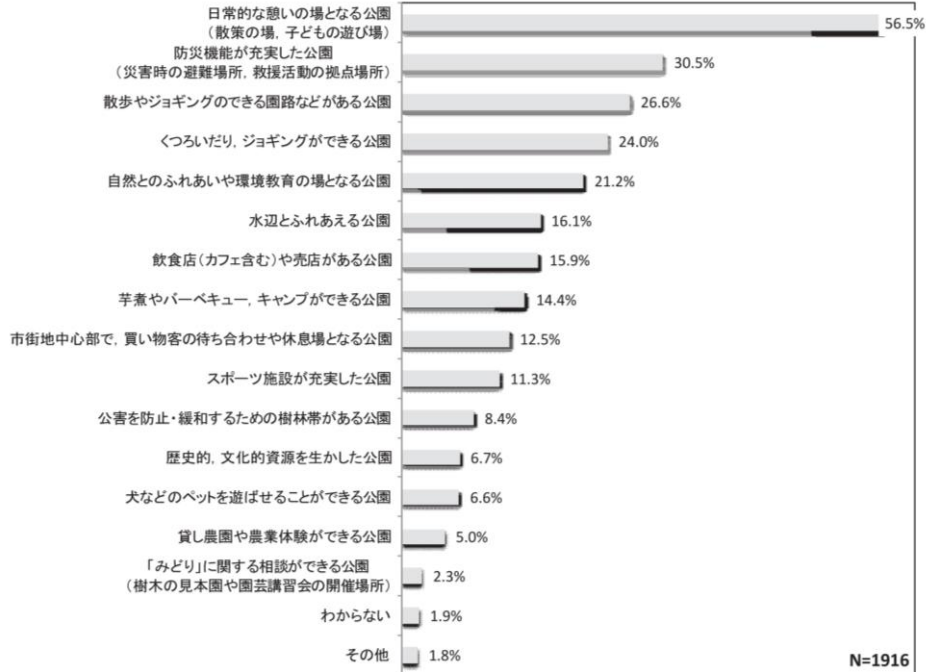


N=1708

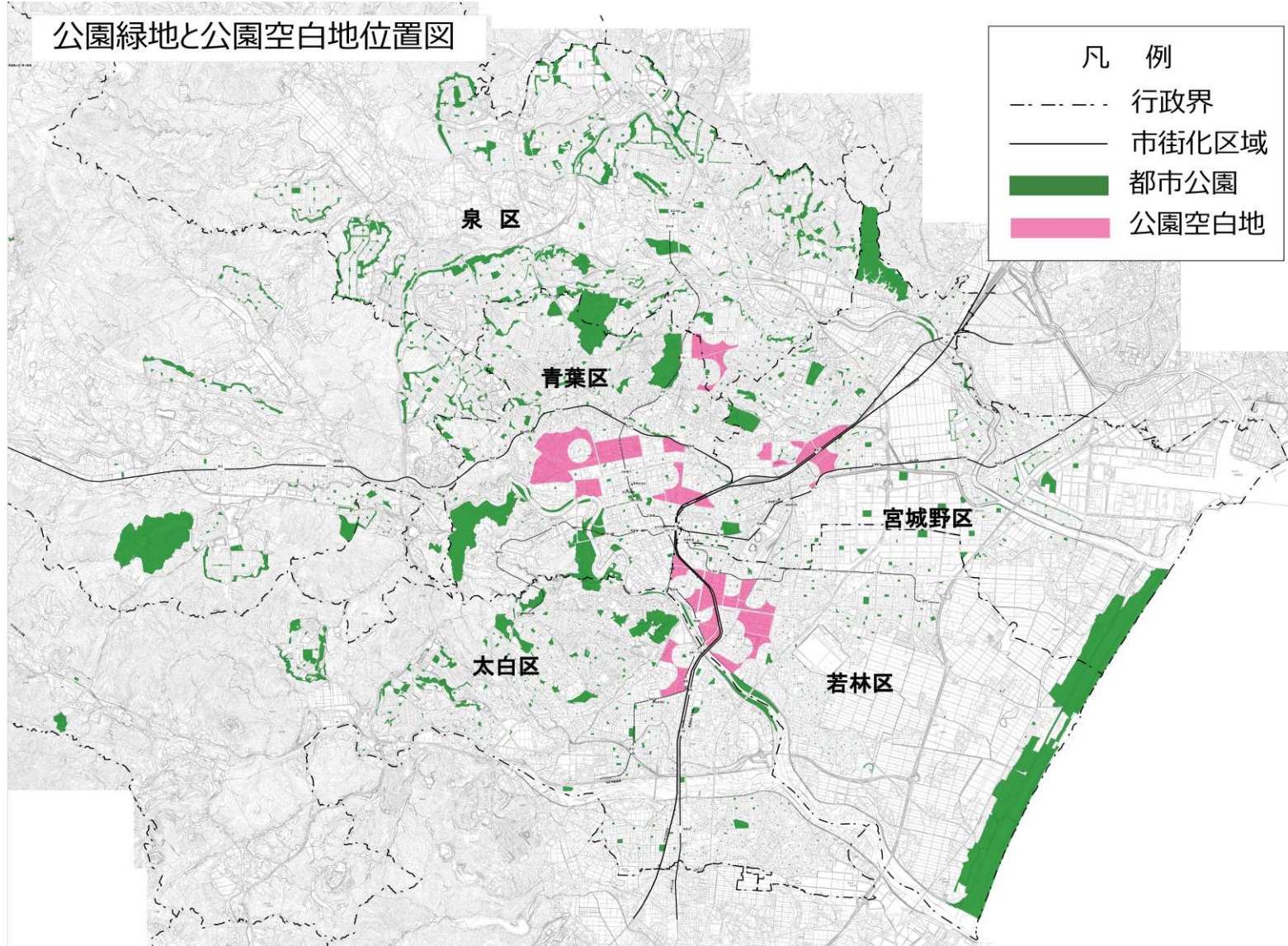
<仙台市内で増やしてほしい公園>

問 25 仙台市内で、今後増やして欲しい公園はどのような公園ですか。

(主にあてはまる番号3つまでに○)

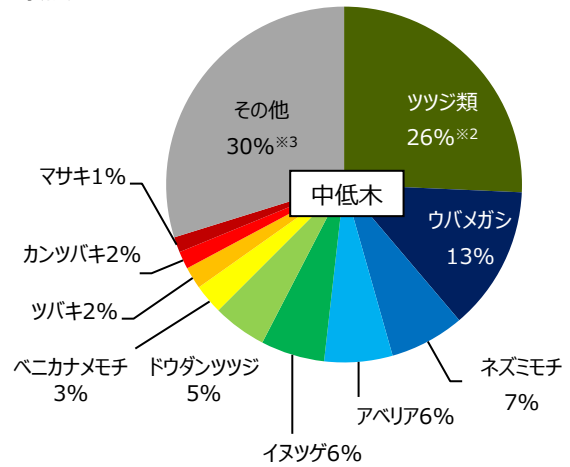
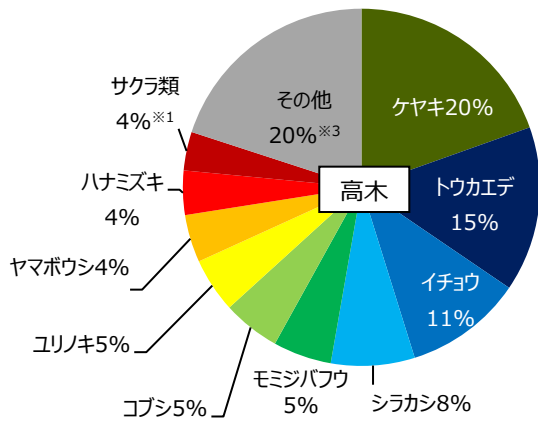


・公園緑地と公園空白地位置図（令和2年4月時点）



(4) 街路樹に関するデータ

・高木及び中低木樹種内訳（平成31年4月1日時点）



※1 サクラ類にはヤマザクラ, ソメイヨシノ, シダレザクラなどを含む

※2 ツツジ類にはオオムラサキツツジ, サツキツツジ, キリシマツツジなどを含む

※3 混植はその他を含む

・保存樹林に指定されている街路樹

青葉通のケヤキ	定禅寺通のケヤキ	勾当台通外記丁線・定禅寺通県庁前線のイチョウ	東十番丁線のイチョウ

※杜の都の環境をつくる条例(昭和48年)第19条に基づき、地域を象徴するランドマークとして指定された樹林。すべて一次指定(昭和50年6月5日指定)。

・令和元年度 みどりの市民意識調査

＜都心部」と「住宅地」の街路樹について＞

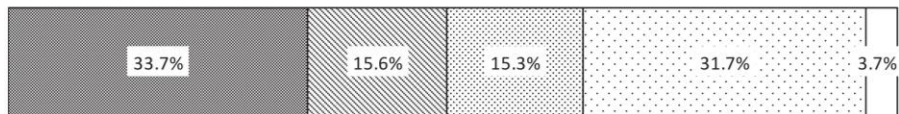
①街路樹の満足度

問 26 現在の仙台市の都心部、住宅地の街路樹の量や質について、それぞれどのような印象を持っていますか。

※街路樹の「質」とは、気候緩和などの都市環境を改善する機能や、景観を美しくする機能、生物を保全する機能、癒し（いやし）を与える機能などのことです。

（「都心部」「住宅地」各項目それぞれについて、あてはまる番号1つに○）

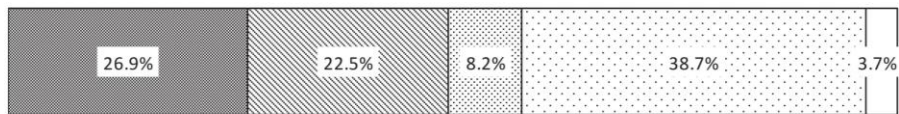
【都心部】



- 量・質ともに十分である
- ▨ 量は十分だが、質はよくない
- ▩ 量は不十分だが、質はよい
- 量・質ともに不十分である
- 無回答・無効

【住宅地】

N=1916



- 量・質ともに十分である
- ▨ 量は十分だが、質はよくない
- ▩ 量は不十分だが、質はよい
- 量・質ともに不十分である
- 無回答・無効

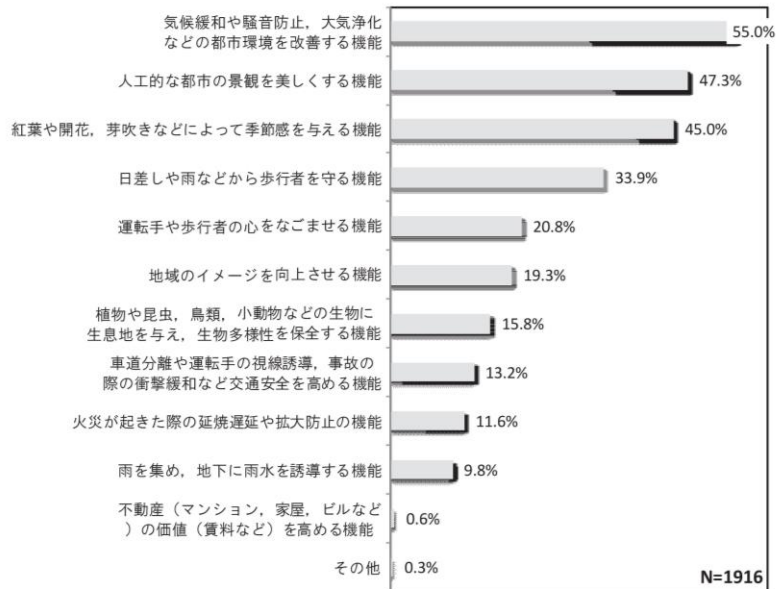
N=1916

②街路樹に期待する機能

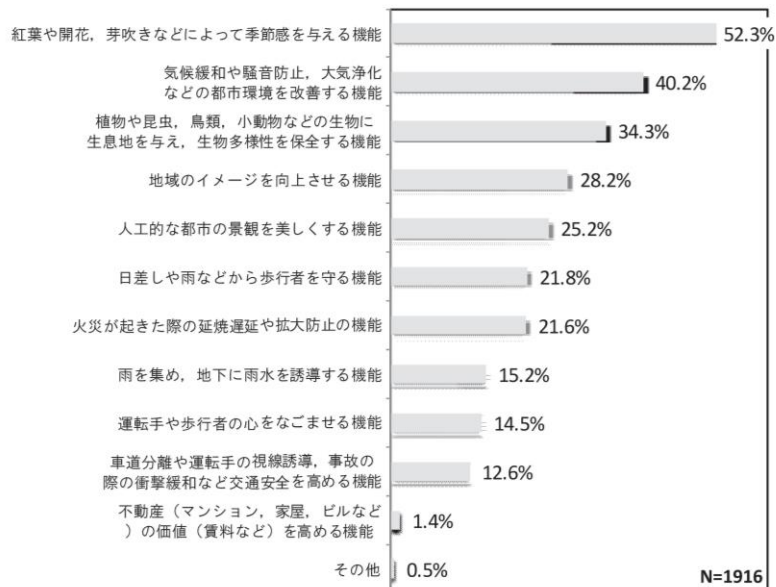
問 27 街路樹には、皆さんの生活の質を高めるための様々な機能があります。あなたが都心部、住宅地で街路樹に期待する機能として、特に重要なものは何ですか。

(「都心部」「住宅地」各項目それぞれについて、主にあてはまる番号3つまでに○)

【都心部】

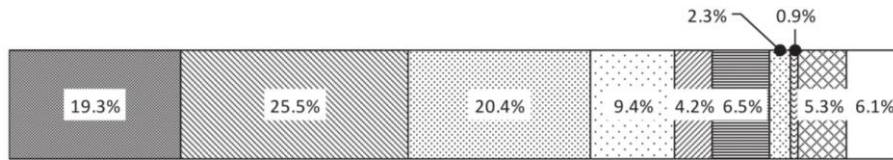


【住宅地】



③高木の街路樹の管理

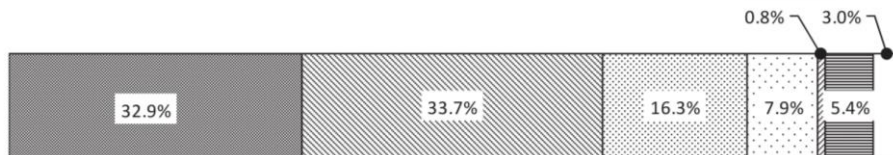
問 28 高木（樹高 3m以上）の街路樹の管理について、あなたのお考えにもっとも近いものはどれですか。
（あてはまる番号 1 つに○）



- 毎年多額の費用がかかっても、剪定などの管理を実施して、樹形を整える
 - 数年に1回程度枝を強く切り詰めるような剪定を行い、一時的に樹形が乱れても現在植栽されている樹種を活かす
 - 植樹（樹木を植える場所）の大きさや電線の位置などの生育環境に合わせ、枝葉があまり拡がらない高木や中木、低木に積極的に植え替える
 - 道路通行上の妨げになるなど、樹木が大きくなり過ぎた場合は、同一樹種の若木に植え替える
 - 歩道幅を拡げて植樹を大きくするなど生育環境を改善し、大きく育てる
 - 街路樹（高木）を植栽する路線を限定する
 - 膨大な手間と費用をかけて、街路樹を植栽したり、維持管理したりする必要はない
 - その他
 - わからない
 - 無回答・無効
- N=1916**

<定禅寺通・青葉通のケヤキ（街路樹）について>

問 29 あなたはこれらの通りの街路樹についてどのようにするべきだと思いますか。
（あてはまる番号 1 つに○）



- 現在の更新方法のままでは状態の悪いケヤキから植え替えを行っていく
 - 若々しく現在の並木の状態を保てるように計画的に植え替えを行っていく
 - 計画的な植え替えに加えて、ケヤキを現在よりも大きく、シンボルとなるようにするために、歩道幅を拡げて植樹（樹木を植える場所）を大きくするなど生育環境を改善していく
 - 計画的な植え替えに加えて、今より小さく管理を行っていく
 - その他
 - わからない
 - 無回答・無効
- N=1916**

5 用語集

- あ -

あめにわ 雨庭

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

いぐね 居久根

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹木のこと。一般的には「くね」といい、地境を意味する。樹木はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪の防止に役立っている。かつては、建築材、燃料、食料の調達など、生活に深いかかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

イノベーション

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略語。一般的には道路や鉄道，上下水道，電力網，通信網，港湾，空港，治水施設などの公共的・公益的な設備や施設，構造物などをいう。

エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、野生生物の生息地等の自然地域を緑地などの空間でつなぐ生態系のネットワーク。

エコ ディーアールアール Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災）

生態系が持つ多様な機能を活用して、災害によるリスクを低減させること。例えば、森林の適切な整備による土砂災害の防止や、海岸林による津波災害の軽減、水田等の農地による洪水緩和等が挙げられる。

エスディージェズ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた、令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため、「誰一人取り残さない」を理念とし、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する17のゴール（目標）と169のターゲットを掲げている。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、住民・事業者・権利者等が主体となって、地域資源を生かしたまちづ

くりや地域課題の解決等に継続的に取組むまちづくりの手法。

オープンスペース

公園・広場，河川・湖沼，山林，農地等，建物に覆われていない土地の総称。また，都市内では，建物の敷地内に確保された開放性の高い，まとまった広さの空地や空間で，広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

屋上緑化

建築物の屋上に植物を植え，緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和，建物への日射の遮断（省エネルギー効果），二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

－ か －

開発行為

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。都市計画法により，市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については，市長の許可を受ける必要がある。

河川愛護会

河川や水辺施設の環境を良好に保ち，市民が快適にふれあい，親しむことができるように，自発的・日常的清掃活動を行う地域団体。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について，事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し，その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら，環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

企業の社会的責任（CSR）

企業は社会的な存在であり，自社の利益を追求するだけでなく，利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり，行動法令の遵守，環境保護，人権擁護，消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

CSRはCorporate Social Responsibilityの頭文字。

気候変動

大気の平均状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因（温室効果ガスの増加，森林破壊など）のほか自然的要因（地球自転軸の傾きの変動，太陽活動の変化，火山噴火など）もある。

協働（市民協働）

複数主体が、同じ目的のために、対等の立場で共に協力して活動すること。

（市民協働）市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、または補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むこと。

郷土種

地域に自生分布している植物。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）。

グリーンビルディング

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

景観計画

区域と方針、景観形成上の制限内容や景観重要公共施設の整備方針などを定める景観行政を進める基本的な計画。本市では、「杜の都」の特性を生かした魅力的な景観形成の推進を目的として平成 21 年(2009 年)に仙台市「杜の都」景観計画を策定した。

公園愛護協力会

公園ごとに組織され、街区公園の除草清掃、遊具施設の点検通報活動、園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組む、地域コミュニティづくりに貢献している市民団体。

公園空白地

街区公園の標準誘致距離である半径 250m の範囲に都市公園がない地域。

公開空地

建築基準法五十九条の二に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

－ さ －

再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出せず、国内で生産でき、安全性の高い低炭素の国産エネルギー源をいい、

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど多様な種類がある。

里山

都市の身近にあり、燃料・肥料・食料・生活資材の調達など様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた雑木林・アカマツ林などの二次林、スギやヒノキの植林などで構成される低山や丘陵。

市街化区域

市街化を促進する区域として、都市計画で定める区域。既成市街地と概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

施設マネジメント

将来にわたって持続可能な都市運営を行うため、経営的な視点から施設を効果的・効率的に活用し、管理する活動。

施設緑地

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地のこと。都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地に区分される。公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。民間施設緑地は、私有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

指定管理者制度

従来、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について、株式会社を初めとした企業・NPO法人など様々な団体に包括的にゆだねることができる制度。仙台市では、平成16年(2004年)度から導入している。

樹冠

樹木の上部についている枝と葉の集まり。

水源・地下水涵養

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

ストック

在庫品。手持ちの品。ある時点で存在する資源。

生態系

ある地域に存在する全ての生物と、非生物的環境（大気・水・土壌・光など）を、食物連鎖等の関係により、とらえたまとまり。生態系内では、生物間や生物－非生物間の相互作用により、バランスのとれた状態となっている。

生物多様性

自然の豊かさを表しており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの階層がある。各階層で種類の数やその量のバランスなどにより評価される。

仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）

仙台市環境基本条例第8条に基づく環境基本計画として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるもの。

仙台防災枠組2015-2030

平成27年(2015年)3月に、国連が主催し、仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文書。令和12年(2030年)までの国際的な防災の取組み指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したのが特徴。

総合設計制度

建築基準法第59条に基づき、敷地内に一般に公開された広場や緑地などの空地を確保する良好な建築計画に対して、容積率や高さ制限などの緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る制度。

－ た －

多自然川づくり

瀬や淵の保全・再生、植生・自然石を利用した護岸の整備など生物の良好な生育環境に配慮し、併せて自然景観を整備・保全する取組み。

たそうりよっか 多層緑化

敷地内の緑化のうち、高木・中木などと低木、地被類、花壇などを組み合わせて行う植栽。みどり豊かな都市環境の形成において、効果的で質の高い緑化として推奨している。

地域制緑地

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地等、一定の地域を指定して定められているもの。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書によると、過去100年間に地上気温が0.74℃上昇し、世界の氷河が融けて先端が後退するなど、既に世界中で様々な影響が現れていることが分っている。

地区計画

各地区の特性に応じたきめの細かい環境整備を行うために、地区住民などの合意のもとに都市計画として定める計画。計画内容としては、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザイン、垣や柵の構造などを定めるもののほか、一定の条件の下に容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

地区計画等緑化率条例制度

都市緑地法第39条に基づき、良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画等において、建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築等に関する制限として定めることのできる制度。

(施設の)長寿命化

建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、改修などにより耐用年数の延長を図ること。

適応策

既に起こりつつある又はこれから起こりうる気候変動による影響にあらかじめ備え、被害の防止や軽減を図るための対策のこと。農作物の高温対策、水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等が挙げられる。

都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能を総称したもの。

都市計画区域

都市計画法第5条に基づき、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域。本市の都市計画区域は5市5町1村からなる「仙塩広域都市計画区域」として宮城県により指定されている。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として昭和31年(1956年)に制定された法律。

都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定められた地域。

都市緑地法

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺等が急速に都市において減少することに鑑み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。平成16年(2004年)に「都市緑地保全法」が改正され創設。既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地域」の制度や市街地の緑化を推進する「緑化地域」の制度等が拡充された。平成29年(2017年)に改正された。

土地区画整理事業

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するように、区画形質の変更を行う事業。

土地利用調整制度

郊外部において開発事業を実施しようとする事業者が、土地利用方針との整合性を確保した計画を作成するとともに、土地利用調整手続の実施を通して開発事業計画を公表し、市民意見や市長意見に配慮した計画を検討することにより、郊外部における適正な土地利用を誘導する制度。

- な -

二酸化炭素

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

- は -

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio(生物)」と「Mass(量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

PFI

従来、国な地方公共団体が自ら行ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営を、民間の資本・経営能力・技術的能力を活用して行う社会資本整備の手法。仙台市における PFI の事例としては、新天文台や新野村学校給食センター、新高砂学校給食センターが挙げられる。

ヒートアイランド現象

都市部でのエネルギー消費量の増加や緑地の減少、ビルなどの構造物が熱をため込むこと、道路がアスファルトやコンクリートで固められているために、地表面からの水分蒸発が少なくなるなどによって起こる、都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。

ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する「ビオ：Bio」と場所を意味する「トープ：Tope」から作られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間のこと。「自然」を「緑」だけでなく「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、現存する環境を保全あるいは修復、創造していく場合に、人間と生きものが共存できる場づくり、空間づくりを意図した用語。

東日本大震災

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 14 時 46 分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近で発生した、深さ約 24km を震源とする地震。マグニチュードは、昭和 27 年(1952 年)のカムチャッカ地震と同じ 9.0 で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査所(USGS)によれば、1900 年以降、世界で 4 番目の規模。

広瀬川創生プラン

平成 16 年(2004 年)に市民 NPO、国県関係機関、企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプラン。平成 27 年(2015 年)3 月に改定された。

広瀬川の清流を守る条例

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和 49 年(1974 年)に制定された。河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定している。

風致地区

都市内の樹林地、丘陵、渓谷、水辺などのすぐれた自然的景観を形成している地区や、歴史的な人文景勝地について、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められる地区。

プレーパーク

既成の遊具を置かず、子どもたちが工夫して、遊びを作り出すようにしている遊び場。子どもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出すスタッフを置く。冒険遊び場とも言われる。

防災環境都市

仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営むことができる、持続可能な魅力あるまちづくりを国内外に発信し、都市の価値を高めていくための取組みを進めている。

- ま -

緑の活動団体

杜の都の環境をつくる条例第 34 条に基づき、認定された市民団体。本市では認定された団体に対し、緑に関する情報や活動支援などを行っている。

杜の都の環境をつくる条例

緑の保全や創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に昭和 48 年(1973 年)に制定された条例。保存緑地や保存樹木の指定及び建築行為等における緑化基準などを定めている。

- や -

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた林。一般には農家に防風などの目的で設置され、季節風の強い地域に多く見られる。本市においては、東部の農地に分布するものは居久根いぐねと呼ばれる。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

- ら -

流域

河川の流れに対し、周辺の稜線(分水界)に囲まれた領域、雨水の集水域であり、自然地形、生態系や水循環など「緑地と水域」を一体的に捉える、一つの普遍的な地域単位のこと。

流域治水

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興の 3 点により、河川の流域のあらゆる関係者の協働のもと、ハード・ソフト一体的かつ多層的

に行う治水対策。

緑視率

人の目線からみた範囲のうちみどりの占める割合。緑被率と比較して、人が視覚的に緑の状況を実感できる指標であり、みどりが豊かと感じる緑視率は30%程度といわれる。

緑被地

樹林地や公園等の芝生，ススキ・ササ等の草地，水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面のこと。

緑被率

緑被地面積が対象区域全体面積に占める割合を表したもの。

緑化計画制度

杜の都の環境をつくる条例第29条に基づき、1,000㎡以上の土地または敷地において建築行為を行う場合には、あらかじめ当該建築行為に係る土地または建築物敷地内についての緑化に関する計画書（緑化計画書）を提出し、市長の認定を受けることを義務づけている制度。

緑化重点地区

都市緑地法第4条に基づき定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。本市では4地区（仙台都心部地区、あすと長町地区、卸町地区、泉中央地区）指定している。